

令和3年度 特別区民税・都民税 特別徴収のしおり



市区町村コード 131164

自社製納入書使用時の口座番号
00140-6-960028

送付内容

1. 令和3年度 特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書

* 指定番号および特別徴収義務者名のご確認をお願い致します。

(1) **特別徴収義務者用** (電子通知をお送りする場合でも、参考資料として送付しています。)
この通知に基づき、特別徴収開始月から翌年5月まで、従業員に毎月支払う給与から特別徴収してください。

(2) **納税義務者用**
個人情報保護の観点から、圧着しています。
納税義務者に交付する際は、圧着部分をはがさずに交付してください。
・退職等により交付できない場合は、P12給与と所得者異動届出書に添えて返送してください。

2. 納入書

令和3年6月から令和4年5月分 + 予備2枚

① 給与支払報告書提出時に「納入書不要」と記載された場合はお送りしておりません。必要な場合はご連絡ください。

② 退職などにより印字された金額が変更となる場合の訂正方法はP5参照。

③ 予備分は退職所得に係る住民税納入用としてもご利用いただけます。

3. 令和3年度 特別区民税・都民税 特別徴収のしおり

目次

1 特別徴収のしくみ	1
2 特別徴収の制度	2
3 納入の方法	4
4 特別徴収の手続き	6
5 各種届出書の記入例(1~5)	7
○異動届出書	12
○特別徴収切替届出(依頼)書	14
○所在地・名称変更届出書	16
6 電算処理用紙申込書・指定通知書	18
納税管理人申告書	20
7 よくある質問	21
8 退職所得に係る住民税の特別徴収	21

問い合わせ先 豊島区役所 税務課

* 課税内容、異動届出書等について→課税調整グループ・課税第一グループ・課税第二グループ

* 納入方法、納入書の訂正・再発行、収納過誤・還付について→収納グループ

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

電話: 03(3981)1111(代表)

問い合わせ受付時間: 平日午前8時30分~午後5時まで

特別徴収関係各種届出用紙は豊島区ホームページからダウンロードできます。

[税関係申請書ダウンロード](#) [検索](#)

豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>

手続き・届出> 税> 2. 税 住民税> 8. 特別徴収義務者のかたへ> 2. こんなときはどうしたら

● 令和3年度特別徴収税額通知データ(当初分)については、eLTAXで給与支払報告書提出時に事業者が選択した「受取方法」に応じて送付します。

● 受取方法を「書面」と選択した事業所及び紙で給与支払報告書を提出した事業所に対して電子データはお送りしておりませんので、ご了承ください。

特別徴収義務者様

令和3年度 特別区民税・都民税の特別徴収義務者の指定について

特別区民税・都民税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
このたび、令和3年度特別区民税・都民税の特別徴収義務者として、地方税法第321条の4により指定いたしましたので、本年度も一層のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

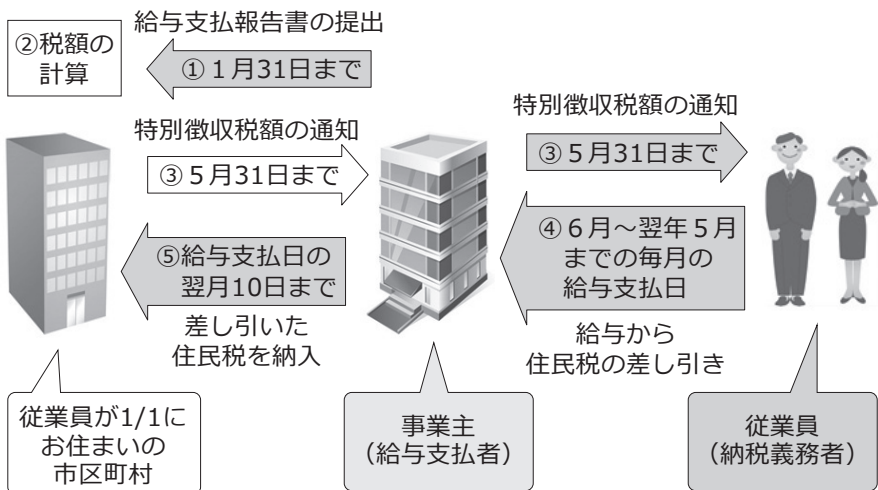
豊島区長

1. 特別徴収のしくみ

担当：課税調整・課税第一・課税第二グループ

所得税の源泉徴収義務がある特別徴収義務者（給与支払者）は、法人・個人を問わず、前年中に給与を支払った従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）について、給与支払額の多少にかかわらず、給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を作成し、毎年1月末日までに提出していただくことになります。（地方税法第317条の6）

これに基づき、区では個人の特別区民税・都民税額を計算します。



〈給与支払報告書提出時 普通徴収を認める基準〉

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされています。東京都では「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとし、平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しています。

下記符号に該当する場合で、普通徴収を希望される場合には、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」に各符号に該当する人数を記入するとともに、給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄に該当する符号を一つ記入して提出してください。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数（下記「普B」～「普F」に該当するすべての従業員数（他区市町村分を含む）を差し引いた人数）が2人以下
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払いが毎月でない（不定期）
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者（育児休業中を含む）

2. 特別徴収の制度

担当：課税調整・課税第一・課税第二グループ

(1) 個人住民税とは

都道府県民税と市区町村民税を合わせたもので、前年の1月から12月に一定の所得があった方が、1月1日現在の住所地の自治体に納める税です。豊島区では「特別区民税・都民税」となります。この税額は、提出された給与支払報告書や確定申告書などの資料をもとに、区が税額を算出して通知します。納付方法は、特別徴収（給与から差し引き）と普通徴収（個人で納付）の方法があります。

(2) 特別徴収とは

事業主の方（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員の給与から個人住民税を徴収し、納入していただく制度です。6月から翌年5月までが住民税における1年度となります。年度の途中で従業員が住所変更した場合でも、1月1日現在の住所地に納入します。

(3) 特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収義務がある事業主をいいます。（地方税法第321条の4）

(4) 従業員とは

アルバイト、パート、役員を含むすべての給与所得者です。

(5) 特別徴収税額決定通知書とは

豊島区における特別徴収の対象者がいる場合に、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）・（納税義務者用）」を5月中旬頃に送付しているものです。

- ①特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）→記載された月割額を各従業員の給与の支払いの際に徴収してください。
- ②特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）→5月31日までに従業員の方へ配付してください。個人情報保護の観点から、圧着しています。納税義務者に交付する際は、圧着部分をはがさずに交付してください。

(6) 特別徴収税額の徴収と納入

- ①特別徴収義務者の方は、従業員の給与を支給する際に毎月の徴収額を給与から差し引き、翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに納入書を用いて納入してください。納期の特例承認を受けている場合でも、毎月差し引きしてください。
- ②納入書は特別徴収義務者の方が納入する際に使用するものです。**従業員本人には渡さないでください。**

(7) 年度の途中で従業員が退職・休職したとき

異動があった日の翌月10日までに異動届出書（P12）を提出してください。

(8) 税額の変更

- ①当初の税額決定通知書を発送後、従業員の方の退職や転勤、入社などにより「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」「特別徴収切替届出（依頼）書」の提出があった場合や従業員の方の課税資料が提出された場合等、徴収する税額が変更されることがあります。
- ②特別徴収する月割額が変更となった場合は、変更となった従業員の月割額と事業所の月割額合計を記載した税額変更通知書（特別徴収義務者用）をお送りします。
- ③変更があった月以降は、税額変更通知書に記載した月割額を徴収してください。
- ④特別徴収税額変更通知書（納税義務者用）は、すみやかに従業員の方へ配付してください。個人情報保護の観点から、圧着しています。納税義務者に交付する際は、圧着部分をはがさずに交付してください。
※非課税の場合や、退職や転勤等により特別徴収の対象から外れた場合は、納税義務者用通知書はお送りしません。
- ⑤納入書は手書きで訂正してください。（訂正方法はP 5 参照）

(9) 延滞金等

特別徴収義務者が特別徴収した個人の住民税は預り金であり、事業資金ではありません。納期限までに納入してください。納期限までに納入しない場合は、延滞金が発生するほか、滞納処分・罰則の対象となる場合があります。

給与支払報告書等の電子的提出の義務化について

前々年の所得税における給与所得の源泉徴収票などの支払調書等の提出枚数が100枚以上であり、電子データによる提出を義務付けられている給与支払者は、個人住民税における給与支払報告書についても同様に、eLTAX（エルタックス）又は、光ディスク等の電子データによる提出が義務付けられております。（地方税法第317条の6）

○eLTAXについて

地方共同法人「地方税共同機構（地方税法に設置根拠・組織運営が規定される法人）」が運営しています。eLTAXとは地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

給与支払者（特別徴収義務者）の申告事務の軽減を図るため、給与支払報告書・源泉徴収票を一括して一元的に送信することが可能です。

eLTAXの利用については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXヘルプデスク 電話 **0570-081459** 受付日時 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

3. 納入の方法

担当：収納グループ

(1) 納入方法と納期について

- ①納入期限は、翌月10日（金融機関が休業の時は、翌営業日）です。
- ②納入場所（納入書ご利用の場合）
 - 特別区指定金融機関
 - 特別区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局）
ゆうちょ銀行・郵便局は、東京都・山梨県及び関東各県所在の店舗に限ります。この地域以外で納入される場合は、初回納入時にP18の指定通知書を窓口へ提出してください。
 - 豊島区役所公金収納窓口（豊島区役所本庁舎3階） ● 東部区民事務所・西部区民事務所
- ③コンビニエンスストアやATM等での納入はできません。また、口座振替はご利用できません。
- ④インターネットバンキングで納入を希望される場合は、お取り引きのある金融機関に直接ご相談ください。
- ⑤eLTAX（エルタックス）を利用して納税することができます。ご利用については、P 3 下に記載のeLTAXホームページをご覧ください。
- ⑥納期限後に現金書留で郵送する場合は、延滞金について電話等で確認したうえで送付してください。

(2) 納入書の取り扱いについて

- ①用紙は、直接機械処理しますので、汚したり、破損したりしないでください。
- ②納入書には月々の納付金額が印字されており、そのまま金融機関で納付できます。
- ③退職・転勤等により納付金額に変更が生じた場合は、金額を訂正してご利用ください。
訂正方法については、P 5 または納入書裏面をご確認ください。
- ④特別徴収義務者の名称・所在地に変更があった場合、納入書の訂正は必要ありません。「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」をすみやかに提出してください。
- ⑤自社製納入用紙で納入される場合は、「指定番号」及び市区町村コード「131164」、口座番号「00140-6-960028」を必ず記載してください。
- ⑥納税者が退職しても、納入書は納税者本人に渡さないでください。納税者本人には、異動届出書処理後に別途普通徴収用納付書をお送りします。

(3) 納期の特例について

- ①その会社で給与の支払いを受ける人が常時10人未満の場合には、11月分と5月分の年2回を納期とすることができます。
納期の特例をご希望の場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」をご提出ください。
- ②審査のうえ、承認された特別徴収義務者の方には、承認書・納入書をお送りします。

- ③従業員数の増加や事情が変わったなど、納期の特例の適用要件に該当しなくなった場合は、「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」をご提出ください。
「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」は豊島区ホームページからダウンロードできます。

(4) 中途退職者の未徴収税額（残額）の一括徴収について

- ①退職等が令和3年6月1日～同年12月31日→本人の申出により一括徴収し納入してください。
②退職等が令和4年1月1日～同年4月30日→本人の申出に関係なく一括徴収が義務付けられていますので、徴収し納入してください（地方税法第321条の5）。
ただし、退職者に対して5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額以下のため、一括徴収できない場合は、後日納税者本人に普通徴収の方法で納めていただきます。
③退職に係る一括徴収分の納入の際は、納入書の納入金額(1)の欄の金額を二重線で抹消し、納入金額(2)の「給与分」の欄に納入金額(1)と一括徴収分との合計額を記入して納入してください。

(5) 納入書の金額訂正について

- ①納入金額に変更がない場合
納入金額(1)の欄に印字されている金額と納入すべき金額が同一の場合は、何も記入せず、そのままご使用ください。
②納入金額に変更がある場合
特別徴収税額の変更や退職所得に係る住民税額が発生した場合など納入金額(1)の欄に印字されている金額と納入すべき金額が異なる場合は、納入金額(1)を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に給与分・退職所得分の内訳と合計金額を記入してください。訂正印は不要です。
③退職所得に係る住民税額が発生した場合は、退職所得分の欄に金額を記入し、合計額も記入します。あわせて裏面の納入申告書を記入してください。納入書不要の特別徴収義務者の方、個人事業主の方は、区ホームページから納入申告書をダウンロードして提出してください。

豊島区		個人特別区民税 個人都民税 (特別徴収分) 納入済通知書 公 711	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
131164	00160-3-960711	豊島区会計管理者	
(和暦) 年 月 分 C	指定番号	CD	納入金額(1)
			280,000円
納入すべき金額が右の納入額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額	給与分 一括徴収分を含む	200000
納 入 金 額	延滞金	退 職 所 得 分	
納 入 金 額		金	
年 日	¥ 記号は記入しないでください。		
取りまとめる店	(2)	合 計 額	200000
ゆうちょ銀行東京貯金事務センター			
領収日付印	豊島区	納	

上記のとおり通知します。(ご来店→みずほ銀行池袋支店→豊島区保管) 東711

※ ¥記号は記入しないでください
※ 訂正印は必要ありません。

納入金額(1)の欄を消してください。
正しい金額を記入してください。
退職手当の住民税の支払いがある場合のみ記入してください。
合計金額を記入してください。
年は和暦で記入してください。

4. 特別徴収の手続き

担当：課税調整・課税第一・課税第二グループ

従業員が退職・休職して給与の支払いがなくなり、特別徴収ができなくなった場合には、「異動届出書」を豊島区に提出してください。異動届出書の提出により、従業員の住民税の納め方を「特別徴収」から「普通徴収」へ変更し、豊島区から従業員の住所地あてに普通徴収納付書を郵送します。

※特別徴収義務者（会社）用の納入書を、直接本人に渡さないでください。

(1) 退職・休職したとき ※異動があった翌月10日までに提出してください。

異動事由		未徴収税額の徴収方法	提出書類 異動届出書
退職 (休職を含む)	6月～12月	(1)給与所得者（退職者）からの申し出があり、その年度の5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等から全額を引ける場合には、特別徴収による一括徴収。	(一括徴収) P 8
		(2)上記(1)にあらず、転勤先での特別徴収をしない場合、普通徴収。	(普通徴収) P 7
	1月～4月	(3)その年度の5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等から全額を引ける場合には、特別徴収による一括徴収。	(一括徴収) P 8
		(4)上記(3)にあらず、転勤先での特別徴収継続をしない場合、普通徴収。	(普通徴収) P 7
5月	5月分を徴収して終了。新年度の特別徴収税額決定通知書が届いていた場合で、転勤先での特別徴収継続をしない場合、普通徴収。	(普通徴収) P 7	
転勤（新しい勤務先で特別徴収を継続する場合）		新しい勤務先で特別徴収を行う場合には、特別徴収継続。（下方の「転勤（転職）等による特別徴収届出書」及び「給与所得者の個人番号」欄を新しい勤務先で記入してください）	(特別徴収継続) P 9
死亡		普通徴収。未徴収税額分の納付書を相続人にお送りします。	(普通徴収) P 7

(2) 就職・復職したとき

異動事由	ケース	提出書類
就職・復職	新たに特別徴収に切り替える場合。二重納付防止のため、残りの普通徴収納付書（納期未到来分）を添付してください。※納期限を過ぎたものは切替できません。	特別徴収切替届出（依頼）書 P 14
就職（転勤）	就職前の会社で特別徴収を行っており、就職先でも特別徴収を行う（就職前の会社から異動届出書を引き継いだ）場合。（下方の「転勤（転職）等による特別徴収届出書」、「給与所得者の個人番号」欄を新しい勤務先で記入してください）	異動届出書（特別徴収継続） P 9

(3) 事業所の所在地や名称を変更したとき

事業所の内容が変更	異動者の指定番号変更なし	事業所等移転、送付先変更、社名（名称）変更、法人成り、個人事業化。給与事務の統合、合併による変更、分割による変更	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 P 16
	異動者の指定番号変更あり	給与事務の統合、合併による変更、分割による変更	変更届 P 16+異動届出書（特別徴収継続） P 9

5. 各種届出書の記入例

例1 退職により普通徴収へ切り替える

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

豊島 市区町村長 令和〇〇年△△月××日提出		給与支払者 〔 特別徴収者 〕 〔 義務者 〕		所在地	〒XXX-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2			特別徴収義務者 指定番号	123456													
				フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ			宛名番号	1													
				氏名又は名称	株式会社 O×商事			担連 当絡 者先	所属 氏名	人事課 人事労務係 特徴 花子												
				個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電話	XX-XXXX-XXXX 内線(〇〇)		

給与所得者	フリガナ	トシマ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏名	豊島 太郎								
	生年月日	昭和50年 1月 1日								
	個人番号	123456789012								
	受給者番号	123-456								
	1月1日 現在の住所	東京都 豊島区 南池袋 2丁目45番1号								
異動後の 住所	埼玉県 〇〇市 △△ 1-1-1									
				140,000 円	6 月 か ら 8 月 ま で	35,600 円	9 月 か ら 5 月 ま で	XX 年 1 月 か ら 8 月 31 日	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

1月1日から4月30日までの退職の場合

→未徴収税額があれば、本人の希望にかかわらず一括徴収することが事業所に義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。例) 給与が少ない

退職後に出国(帰国)される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくこととなります。

出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要となります。
 →「納税管理人申告書」はP20をご利用ください。区のホームページからもダウンロードできます。

例2 退職により未徴収税額を一括徴収する

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

豊島 市区町村長 令和〇〇年△△月××日提出		所在地 〒XXX-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2	特別徴収義務者 指定番号 123456	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号 1	所属 人事課 人事労務係	
氏名又は名称 株式会社 O×商事		担連 氏名 特徴 花子	電話 XX-XXXX-XXXX 内線(〇〇)	
個人番号 又は法人番号 1234567890123		一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		
フリガナ トシマ タロウ	氏名 豊島 太郎	(ア) 特別徴収税額 140,000円	(イ) 徴収済額 35,600円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400円
給 生年月日 昭和50年 1月 1日	異動日 令和〇〇年 8月 31日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 (事由・理由)		異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 一括徴収
現在の住所 東京都豊島区池袋 2丁目45番1号	異動後の住所 埼玉県〇〇市△△1-1-1	徴収済月は、一括徴収分を納入する月の前 月までになるように記入してください。		

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
一括徴収税額(納入額と同額)

1月1日から4月30日までの退職の場合

→未徴収税額があれば、本人の希望にかかわらず一括徴収することが事業所に義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。例)給与が少ない

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定額 (ウ)と同額	左記の一括徴収した税額は、 9月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9月 20日	104,400円
理由 3. 死亡による退職であるため		

一括で徴収した税額を納入する月を記入。
※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務付けられています。
(ただし、給与や退職金が少なく控除できない場合は、普通徴収に切替)

例3 転勤により特別徴収を継続する

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

特別徴収継続の場合、「個人番号」は前勤務先では記入せずに、新勤務先で本人から番号の提供を受け、記入してください。

年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
特別徴収義務者指定番号	123456							
宛名番号	1							
担連者先	所属		人事課 人事労務係					
氏名	特徴 花子							
電話	XX-XXXX-XXXX 内線(〇〇)							
フリガナ	トシマ タロウ		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	豊島 太郎		特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日		
生年月日	昭和50年 1月 1日							
個人番号	123456789012							
受給者番号	123-456			6月	9月	XX年	2	1. 特別徴収継続
1月1日現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号		140,000円	8月	5月	8月	31日	2. 一括徴収
異動後の住所	埼玉県〇〇市△△1-1-1			35,600円	104,400円			3. 普通徴収(本人納付)

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

転勤先で記入

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 11,600円を	
特別徴収義務者指定番号	456123 (新規)	法人番号	111111111111
所在地	〒XXX-△△△△ 東京都豊島区東池袋0-2-3	担当者連絡先	庶務課 人事係
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツギンコウ	氏名	特徴 進
氏名又は名称	株式会社 ○×銀行	電話	XX-XXXX-XXXX 内線()
新しい勤務先		納付書の要否(新台のみ記載)	2
		徴収し、納入するよう連絡済みです。	
		受給者番号	123456
		右から番号を記入	1. 必要 2. 不要

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記入してください。開始月が1か月あいてしまい月割額が不明な場合は空欄とし、開始月は必ず記入してください。

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	月	日
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		
3. 普通徴収の場合		村記入欄	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

例4 就職等により普通徴収から特別徴収へ切り替える

特別徴収切替届出(依頼)書

普通徴収 第2期以降を、9月分から特別徴収に切替する場合

〇〇年XX月△△日 提出 (宛先) 豊島 市区町村長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 XXX-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2		特別徴収義務者 指定番号	123456	※市区町村ごとに異なります	
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		新規の場合、納入書(要・不要)			
		名称(氏名)	株式会社 OX商事		担当者 連絡先	係	人事課 人事労務係	
		代表者の 職氏名印	代表取	普通徴収の納付書に記載がある 番号を転記		氏名	特徴 花子	
	法人番号	1	2	3	電話	XX-XXXX-XXXX		
給与所得者	フリガナ	トシマ タロウ		旧姓	期別を○で囲んでください。			
	氏名	豊島 太郎		普通徴収 切替期別	〔1・2・3・4・5〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。			
	生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日		特別徴収 開始予定月	9月分(10月12日納期分)から 特別徴収を開始します			
	1月1日現在の 住所	〒XXX-△△△△ 東京都 豊島区 南池袋 2丁目 45番 1号		届出 理由	1. 入社 2. その他 特別徴収を開始する予定月を 記入してください。			
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		割 額 連 絡	9月30日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			
【添付書類】								
特別徴収に切替したい普通徴収の期別に○をつけてください。 普通徴収の納期限を過ぎた分は、特別徴収への切替ができません。 ※新年度の当初から特別徴収を開始する場合は、第1期に○をつけてください。								
二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。 納付確認のための領収書原本の送付は不要です。								
【提出先】 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所 税務課						その他		

例5 事業所所在地・名称・送付先変更、合併・分割など

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市区町村使用欄																
○○年XX月△△日 提出 (宛先) 豊島 市区町村長	給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地 (住所)	〒XXX-△△△△ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。 豊島区 池袋 0-1-2							特別徴収義務者 指定番号	123456		※市区町村ごとに異なります			
		名称 (氏名)	株式会社 ○×商事							担当者 連絡先	係	人事課 人事労務係				
		代表者の 職氏名印	特徴 太郎								氏名	特徴 花子				
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7		8	9	0	1	2	3

押印は不要です。

代表者の変更のみの場合は、提出不要です。

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

	変更前(旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※ 変更項目のみ記入してください。	
フリガナ	トシマクイケブクロ	トシマクミナミイケブクロ	変更年月日
所在地 (送付先)	〒XXX-△△△△ 豊島区 池袋 0-1-2	〒XXX-△△△△ 豊島区 南池袋 2-45-1	○○年 XX月 △△日
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ	カブシキガイシャ サンカクサンカク	
名称	株式会社 ○×商事	株式会社 △△	
電話番号	— — (内線)	— — (内線)	
変更理由 (該当番号に○)	① 事務所等移転 ② 送付先変更 ③ 社名(名称)変更 ④ 法人成り ⑤ 個人事業化 ⑥ 給与事務の統合【下欄を記入してください】 ⑦ 合併による変更【下欄を記入してください】 ⑧ 分割による変更【下欄を記入してください】 ⑨ その他 ()		

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される事業所	所在地	〒 —													
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ														
			名称														
			電話番号	— — (内線)													
			法人番号														
	指定番号														特別徴収義務者 指定番号	※市区町村ごとに異なります	

【提出先】 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所 税務課

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市区町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市区町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市区町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市区町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市区町村長に対する届出書は、その市区町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市区町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市区町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市区町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市区町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 市区町村長	特別徴収義務者 給与支払者	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号			※市区町村ご とに異なります
		名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名印												氏名		
		法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	_____ (内線 _____)		_____ (内線 _____)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他 (_____)			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	

統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____									
	フリガナ										
	名 称										
	電話番号	_____ (内線 _____)									
	法人番号										
特別徴収義務者 指 定 番 号											※市区町村ご とに異なります

【提出先】 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所 税務課

6. 令和4年度分 電算処理用給与支払報告書 (連続用紙) 申込書

貴事業所の所在する市区町村の税務担当課へ
令和3年6月1日までにお申込みください。

フリガナ

事業所名

所在地

電話 ()

担当部課

担当者

必要枚数

枚

※提出枚数が100枚以上である場合は、eLTAX（エルタックス）又は光ディスク等の電子データによる提出が義務付けられています。

※関東甲信越一都九県内市区町村では、電算処理用給与支払報告書（連続用紙）を本年も無料交付する予定です。ただし、数に限りがございます。

※様式は、給与支払報告書の単票と同様で、複写枚数は4枚（給与支払報告書2枚、源泉徴収票2枚のセットに限定し、方式は単連式です。

※申込期限までに提出がない事業所には、給与支払報告書（連続用紙）を交付できない場合があります。

※豊島区にお申し込みの場合には、配付時期について11月頃に事業所あてにご連絡する予定です。

ご注意 ゆうちょ銀行・郵便局を利用される際に、東京都・山梨県及び関東各県以外で納める場合は、第1回納入時に下記「指定通知書」を窓口にご持参ください。

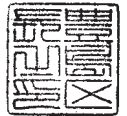
キ リ ト リ

指定通知書

年 月 日

ゆうちょ銀行店長 様
郵便局長 様

豊島区長



貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当区の特別区民税・都民税（特別徴収）取扱店（局）に指定しましたので、通知いたします。

- 1 口座番号 00160-3-960711
- 2 加入者名 豊島区会計管理者
- 3 取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター

キ
リ
ト
リ

7. よくある質問

(1) 「特別徴収税額決定通知書」に退職した従業員の名前がありますが、どうしたらよいですか。

→「異動届出書」を作成し、豊島区にご提出ください。退職者分の納税義務者用通知書も返送してください。所定のデータ処理を行ったのちに、特別徴収義務者あてに税額決定(変更)通知書を再度発送します。

→「異動届出書」をすでに提出されている場合は、区のデータ処理締切日の関係により、行き違いで特別徴収義務者あてに通知書を発送した可能性があります。通常2～3週間後に退職後の税額決定(変更)通知書を再度発送しています。

(2) 特別徴収として給与支払報告書を提出したのに、従業員の名前が特別徴収税額決定通知書にありません。

→複数の課税資料を総合的に判断した結果、特別徴収義務者に該当しなかった可能性があります。従業員ご本人にご確認ください。

(3) 従業員が退職して出国(帰国)します。住民税の手続きはどうしたら良いですか？

→「異動届出書」を作成し、区にご提出ください。

→退職後に出国される場合は、給与から差し引けなくなる税額を可能な限り一括徴収をお願いします。徴収できない場合は、個人で納めることとなります。

出国前に全額納付するか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要となります。

→「納税管理人申告書」はP20の様式をコピーしてご利用ください。豊島区のホームページからもダウンロードできます。

8. 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る住民税は所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等が支払われる際に支払者(特別徴収義務者)が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて(特別徴収)納入することとされています。このように、他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

1. 分離課税に係る所得割が課税されないかた

- ①退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた。
- ②退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しないかた(非住居者)。
- ③退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ないかた。
- ④死亡により支払われる退職手当等を受給されるかた(相続税の対象)。

2. 納入する市区町村

納入先は、退職手当等の支払いを受けるかたが、その支払いを受けるべき日(通常は「退職した日」)の属する年の1月1日現在の住所地の市区町村です。給与分の納入先とは異なる場合があります。

3. 計算方法

分離課税に係る所得割額＝「退職所得金額①」×10%(特別区民税6%・都民税4%)

(1)「退職所得金額①」の計算方法

- * 一般のかた→退職手当の金額－「退職所得控除額②」×1/2＝退職所得金額(1,000円未満の端数切捨て)
- * 役員等で勤務年数が5年以下のかた→退職手当の金額－「退職所得控除額②」＝退職所得金額(1,000円未満の端数切捨て)
- * 「役員等」とは
 - ・法人税法第2条第15号に規定する役員
 - ・国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - ・国家公務員及び地方公務員

(2)「退職所得控除額②」の計算方法

- * 勤続年数20年以下の場合→40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
- * 勤続年数21年以上の場合→800万円+70万円×(勤続年数-20年)

4. 法人の役員に退職手当等を支給した場合

退職後1か月以内に「退職所得の特別徴収票」(コピー可)を1部ご提出ください。

※詳しくは区ホームページをご覧ください。